



初めて取り組む『飼料用米』

Q. 新たに飼料用米に取り組む場合に必要な手続きを教えてください。

A. 飼料用米に取り組む場合、「新規需要米取組計画書」を生産年の6月30日までに地方農政局または地域センターへ提出していただくと助成が受けられます。また、作付計画書の作成についてはご相談下さい。

Q. 飼料用米の生産に取り組みたいが、
売り先はどうやって確保したら良いのか。

A. みな様に安心して飼料用米にお取り組みいただけるよう、大手配合飼料メーカー様と契約書を交します。
売り先、運搬等については、ご安心ください。

Q. 保管場所等が新たに必要となりますか？

A. フレコンのみの出荷となりますが、随時、引取・出荷となります。
詳細についてはお問合せ下さい。

Q. 飼料用米にも農産物検査が必要になると聞いたが、
どこで受ければ良いのか。

A. 農産物検査は、登録検査機関が設定する検査場所で行います。検査場所の設定に際しては、効率的な検査ができるよう、関係者で話し合うことが重要です。詳細についてはお問合せ下さい。

Q. 飼料用米は減反の対象になりますか？

A. 飼料用米は減反の対象です。
ただし減反对策は2018年度の廃止が正式に決定されています。

Q. 飼料用米への取り組みは今後も続きますか？

A. 安定的で、安心・安全な飼料米の取り組みは今後も農業政策の一環として継続されていくものと予定されています。